

我が国のハーグ国際私法会議への加盟に関する史料について

道垣内正人

早稲田大学大学院法務研究科教授

竹下啓介

首都大学東京都市教養学部准教授

- 1 はじめに
- 2 掲載史料の紹介
- 3 おわりに

1 はじめに

ここに資料として掲載するものは、我が国のハーグ国際私法会議への加盟に至る過程における我が国の政府の思考を知る上で、一次史料となる外交文書である。外務省外交史料館所蔵の外交文書中、これらの文書は、明治後期から大正期にかけてのハーグ国際私法会議に関する我が国の外交史料を収集した「国際私法上ノ法規統一萬國會議一件」¹と題される2冊のファイルの中に存在する。なお、ハーグ国際私法会議に関する戦前の我が国の外交史料としては、「国際私法上ノ法規統一萬國會議一件」の他にも、「国際私法會議関係一件」²がある。

我が国のハーグ国際私法会議への加盟の詳細については、既に、山田三良³、折茂豊⁴、野木新一⁵、池原季雄⁶等による紹介があるが、ここでは、これらの中で引用されている文書を中心に、当時の政府の思考を探る上で重要性が高いと考えられる文書を、「国際私法上ノ法規統一萬國會議一件」の中から選択して、紹介する。

2 掲載史料の紹介

以下では、掲載史料を、我が国のハーグ国際私法会議への加盟に至る過程にそって、紹介することとする。

我が国のハーグ国際私法会議への参加に関する外交史料で、まず紹介すべきは、三橋信方在蘭国特命全権公使から、加藤高明外務大臣へ宛てられた明治34年4月28日付公信第18号である（【資料1】）。これは、加藤高明外務大臣からの明治33年12月14日付送第70号における民事訴訟手続に関する条約への加入手続等の調査依頼⁷への回答であり、ハーグ国際私法会議に関する詳細を伝える初めての文書である⁸。同文書においては、民事訴訟手続に関する条約に加盟するためには、ハーグ国際私法会議へ加盟することが必要であることが指摘された。そこで、政府内部におけるハーグ国際私法会議への加盟について意思決定が、明治34年9月21日付の閣議決定⁹としてなされた。同閣議決定については、清浦奎吾司法大臣から小村寿太郎外務大臣に宛てられた明治34年10月2日付司法省民刑第1051号で確認することができる（【資料2】）。そして閣議決定に従い、ハーグ国際私法会議

への加盟を希望すること及びその理由が、小村外務大臣から三橋公使への明治34年10月8日発遣の送第45号（「國際私法上ノ事項ニ関スル萬國會議參列希望ノ件」）で伝えられることとなった（【資料3】・【別添1】）。

しかし、加盟へ向けた交渉は、必ずしも順調に進まず（三橋公使から小村外務大臣へ宛てられた明治35年6月17日付公信第40号【資料4】を参照。）、明治35年11月21日付公信第82号（【資料5】）にあるとおり、一度は拒否されることとなる¹⁰。しかし、我が国の政府は、再度、諸外国との交渉をオランダ政府に依頼した。この点についての我が国の考えは、清浦司法大臣から小村外務大臣へ宛てられた明治36年3月26日付司法省民刑甲第47号（【資料6】）で確認することができる。そして、その依頼に対して、オランダ政府より、諸外国の理解を得るために日本の法律の翻訳を諸国に配布することを提案され、それらを配布することとなった。この点に関する詳細を伝える文書が、三橋公使から小村外務大臣へ宛てられた明治36年8月10日付公信第38号（【資料7】）である¹¹。

そして交渉の末、三橋公使から小村大臣へ宛てられた明治37年2月5日付公信第9号（【資料8】）にあるように、多くの諸外国は、我が国からの政府委員の派遣を了承した。オランダ政府はすべての関係列国の同意を取り付けるまで正式の招待状を日本に送付しなかったが、最終的には、我が国の参加に関する各国の同意が得られた旨オランダ政府から報告され、在本邦蘭国公使から小村外務大臣に対して、正式な招待状が送付されることとなった（明治38年3月28日付第300号）。これらに至るオランダ政府との交渉については、明治37年3月28日付公信第24号（【資料9】）に詳しい。

そして、明治37年5月16日からの第4回ハーグ国際私法会議に我が国から司法省民刑局長河村讓三郎が委員として出席した¹²。しかし、先の公信第24号や、3月28日以降の経過について三橋公使から小村大臣へ報告した文書である明治37年5月6日付公信第39号¹³にもあるとおり、会議の開催以前から、条約の適用範囲を欧州領域に限定する条項¹⁴との関係で、条約の締結は困難であるとする意見が出され、会議においては、これに対する対応を迫られることとなった。この点に関する公信第24号での照会に対する政府の意見は、波多野司法大臣から小村外務大臣へ宛てた明治37年5月16日付司法省民刑第484号（【資料10】）に記載されている。

以上が、ここに掲載した我が国のハーグ国際私法会議への加盟に関する外交史料の概略であるが、“Mémoire de la délégation japonaise”と題される第4回会議で我が国から提出された覚書についても、加盟に至る経緯と関係が深いため、ここに、掲載することとする（【別添2】）。

3 おわりに

今回の紹介は、我が国のハーグ国際私法会議への加盟に関する思考が直接的に表れていると考えられる史料を中心とするものであったが、他にも、「國際私法上ノ法規統一萬國會議一件」の中には、我が国の参加に関する列国がオランダ政府へ提出した意見書等、興味深い史料が含まれている。また、ハーグ国際私法会議へ加盟した後の外交史料についても、我が国とハーグ国際私法会議との関係についての歴史を知る上で、重要な意義を有するものであると考えられる。今後、これらの史料を基礎とした学問研究が深められていくべき

であろう¹⁵。

追記：外交史料の解説については、慶應義塾大学教授岩谷十郎先生及び同教授北澤安紀先生に大変お世話になりました。ここに謹んでお礼申し上げます。

¹ 外交史料館の分類番号は、2門9類2項7号。なお、本史料は2冊組のものであるが、第1巻を電子化したものを、国際私法学会のウェブサイト (<http://wwwsoc.nii.ac.jp/pilaj/>) にて公開する予定である。

² 外交史料館の分類番号は、B門10類2項0目9号。なお、本史料については、国立公文書館アジア歴史資料センターのウェブサイト (<http://www.jacar.go.jp/index.html>) において、既に、電子化され、公開されている(2005年9月現在)。

³ 山田三良「海牙国際私法會議の成果」法学協会雑誌23巻4号(1905年)556頁以下、10号1434頁以下、11号1593頁以下、12号1782頁以下

⁴ 折茂豊『国際私法の統一性』(有斐閣, 1955年)169頁以下

⁵ 法務大臣官房調査課「終戦後における国際私法に関するヘーグ条約(三)——第七回ヘーグ国際私法會議——」法務資料340号(1956年)64頁以下。同文献は、野木新一氏による第7回ヘーグ国際私法會議(1951年開催)の報告書を刊行したものである。

⁶ 池原季雄「ハーグ国際私法會議の100年」国際法外交雑誌92巻4・5号453頁以下

⁷ そもそも、我が国の目的が、民事訴訟手続に関する条約への加盟であったことについては、【資料2】における甲号(司法省民刑第782号「国際私法上ノ事項ニ関スル萬國會議參列ノ件ニ付キ請議」)を参照。

⁸ ただし、それ以前にも、明治32年6月20日付送第55号「国際私法上ノ事件ニ関スル列國同盟條約及別約ヘ露國ノ加入シタル件」では、在露臨時代理公使から青木周蔵外務大臣へ宛てて、ロシアの条約及び別約(追加議定書)加入を伝える仏字新聞ジュルナル・ド・サンペテルブルの切り抜きは送付されている。なお、ここでいう「条約及別約」とは、第2回ハーグ国際私法會議(1894年開催)においてとりまとめられ、各国が署名した最終議定書中の民事訴訟手続に関する規定を条約化したものに、追加議定書を付け加えたものである(【資料2】における「参照第二号」のことである。)。この点に関しては、折茂・前掲(注4)163頁以下、前掲(注5)・法務資料21頁以下を参照。

⁹ 閣議決定を伝える文書としては、後述する明治34年10月2日付民刑第1051号の他にも、内閣書記長官から外務総務長官へ宛てられた明治34年9月21日付内閣送第23号がある。

¹⁰ オランダ政府からの拒否は、1902年11月15日付“NOTE-VERBALE”で伝えられたものである。

¹¹ 当初は、民法・商法・民事訴訟法の翻訳の配布を念頭に、それらの送付が、三橋公使から小村大臣へ依頼された(明治36年5月20日付公信第30号)ため、その送付の準備がされたが(明治36年7月9日付送第67号及び明治36年8月25日司法省民刑甲第178号を参照。)、しかし、資料7にもあるとおり、議事項目に関係するものの摘要書のみを送付することとなる(この点は、【資料7】の内容を伝えるための小村大臣から清浦司法大臣へ宛てられた明治36年8月15日送第75号も参照。)。

¹² なお、1904年2月には日露戦争が開戦されており、河村委員の派遣に当たり、この点(特に、「戦争ニ関スル国際法上ノ問題」)へも配慮がされていた(「国際私法上ノ法規統一萬國會議一件」においては、河村委員が明治37年4月7日に出発することを伝える明治37年4月4日付司法省民刑329号の次に付された同日付の波多野司法大臣から小村外務大臣へ宛てられた同日付の文書、及びその回答の文書である明治37年4月6日送第39号を参照。)。

¹³ 同文書は、我が国に招待状が発送された後に、我が国の条約加盟については反対であるとするロシア政府からの文書がオランダ政府に届いたことについて、報告したものである。

¹⁴ 公信第24号(【資料9】)で引用されているのは、「未成年者ノ後見ニ関スル條約ノ第十條」であり、同条1項には、「この条約は締約國のヨーロッパ領域にのみ適用あるものとし、批准されなければならない。批准書は、締約國の過半数がこれを行うことができる状態になったときは、ただちに、ハーグにおいて寄託されるべきものとする。」(翻訳は、川上太郎『国際私法条約集』(神戸大学経済経営研究所, 1966年)112頁より引用。)と規定している。なお、このような文言は、【資料2】に「参照第二號」として訳文が添付されているところの列國同盟條約中には存在せず、1902年に締結された3条約(上記条約、「婚姻に関する法律衝突を規律するための条約」及び「離婚及び別居に関する法律並びに裁判管轄の衝突を規律するための条約」)以降に、登場するものである。条約の適用範囲の問題については、山田・前掲(注3)1438頁以降、前掲(注5)法務資料71頁以下も参照。

¹⁵ なお、山田・前掲(注3)1435頁において言及される「河村博士の同會議に関する詳細なる著書(非売品)」については、前掲(注5)・法務資料70頁においても参着することができなかった旨記載されているが、今回の調査においても、参照することはできなかった。